



令和3年6月3日

東海財務局

## 令和2年度国有財産監査の結果について

東海財務局では、国有財産の売却等を通じて財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的に、国有財産監査を実施しています。

### 1. 令和2年度監査結果

令和2年度においては、管内に所在する国の庁舎等36件について、実地監査を実施し、うち6件(16.7%)について問題点を指摘しました。

指摘の内容については、庁舎等の有効活用や庁舎等の借受解消を図るものなどとなっています。(庁舎等の有効活用:1件、庁舎等の借受解消:2件、用途廃止・引継:2件、財産管理の不備:1件)

なお、過去3カ年の指摘件数と令和2年度の指摘事案の概要については、別添資料のとおりとなっています。

### 2. 平成23～令和元年度の指摘事案のフォローアップ結果

実地監査で指摘した事案については、毎年度、進捗状況を把握するとともに、処理の促進を図るため、財産を管理する各省各庁に対するフォローアップを行っています。

平成23年度から令和元年度までの間に指摘した事案138件のうち、令和3年3月末時点で是正・改善が済んだ事案は117件(84.8%)です。

今後も、引続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施していきます。

(参考)全国の令和2年度国有財産の監査結果について、財務省HPIにて公表しています。

[https://www.mof.go.jp/policy/national\\_property/summary/result/fy2020/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/fy2020/index.html)

【問い合わせ先】

東海財務局 管財部 統括国有財産監査官  
電話:052-951-2862(担当:大沢、西村)

# 過去3カ年の指摘件数一覧表

| 区分     | 監査実施件数 | 指摘件数 | 指摘内容     |          |         |         |
|--------|--------|------|----------|----------|---------|---------|
|        |        |      | 庁舎等の有効活用 | 庁舎等の借受解消 | 財産管理の不備 | 用途廃止・引継 |
| 令和2年度  | 36     | 6    | 1        | 2        | 1       | 2       |
| 令和元年度  | 46     | 9    | 3        | 4        | 1       | 1       |
| 平成30年度 | 52     | 14   | 7        | 5        | 2       | 0       |

# 令和2年度 監査結果一覧表

【行政財産】一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘（6件）

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

| 指摘内容     | 指摘類型                                   |
|----------|--|
| 庁舎等の有効活用 | a 庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。           |
| 庁舎等の借受解消 | b 余剰が生じている庁舎への移転等のため、借受解消を求めたもの。       |
| 用途廃止・引継  | c 庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継を求めたもの。 |
| 財産管理の不備  | d1 国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。           |
|          | d2 使用承認の手續未済等のため、是正を求めたもの。             |

※ 一覧表「指摘区分」欄の凡例

是正 : 用途廃止等の措置を求めたもの等  
検討 : 用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等  
留意 : 是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

| 番号 | 指摘<br>類型 | 省庁名   | 部局名     | 会計名 | 勘定名 | 口座名等                      | 所在地                          | 指摘区分 | 指摘の主な概要   |
|----|----------|-------|---------|-----|-----|---------------------------|------------------------------|------|---|
| 1  | a        | 農林水産省 | 関東農政局   | 一般  | —   | 関東農政局静岡市庁舎                | 静岡県静岡市葵区東草深町7-3 外<br>1筆      | 検討   | 関東農政局静岡市庁舎は、余剰（約560㎡）が生じていることから、静岡森林管理署及び静岡森林事務所を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。 |
| 2  | b        | 国土交通省 | 中部地方整備局 | 一般  | —   | 鈴鹿国道出張所                   | 三重県鈴鹿市江島本町39-8               | 検討   | 借受庁舎である鈴鹿国道出張所は、庁舎及び駐車場の一部が非効率な使用となっていることから、必要面積及び台数を精査し、一部借受解消を図る必要がある。        |
| 3  | b        | 防衛省   | 東海防衛支局  | 一般  | —   | 航空自衛隊入間基地笠取山分<br>屯基地隊外連絡所 | 三重県津市戸木町字東出7126番<br>1、7127番1 | 検討   | 航空自衛隊入間基地笠取山分屯基地隊外連絡所は、借受敷地の一部が非効率な使用となっていることから、必要面積を精査し、一部借受解消を図る必要がある。        |
| 4  | c        | 農林水産省 | 関東森林管理局 | 一般  | —   | 静岡森林管理署庁舎                 | 静岡県静岡市葵区駿府町247番3             | 検討   | 静岡森林管理署庁舎は、余剰が生じている関東農政局静岡市庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。                                |
| 5  | c        | 農林水産省 | 関東森林管理局 | 一般  | —   | 静岡森林事務所                   | 静岡県静岡市葵区安東一丁目387<br>番1外2筆    | 検討   | 静岡森林事務所は、余剰が生じている関東農政局静岡市庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。                                  |
| 6  | d1       | 国土交通省 | 中部地方整備局 | 一般  | —   | 鈴鹿出張所                     | 三重県四日市市河原田町伊婦見<br>1962       | 是正   | 鈴鹿出張所は、国有財産台帳に未登録の建物等があることから、国有財産台帳に反映する必要がある。                                  |